

令和7年度 与党税制改正大綱について

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

この度の大綱では、いわゆる「年収の壁」の見直しにより、令和8年度分の個人住民税から、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて明記されました。

指定都市市長会では、「個人住民税は、指定都市の税収において約4割を占める基幹税目であり、教育や子育て支援など住民に身近な行政サービスを提供するための重要な財源であるため、代替となる財源についても十分議論するよう」要望していたところ、同大綱では、個人住民税の性格を踏まえつつ総合的に勘案した旨、記載されました。

国においては、引き続き、地方自治体の事務が円滑かつ確実に執行できるよう具体的な制度内容について早急に決定していただくとともに、累次の税制改正により複雑化している個人住民税の制度については、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるように整理合理化を図っていただくことを要望します。

地方創生をより一層推し進めていくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要です。そのため、地域特性に応じた多様な大都市制度の早期実現並びに大都市の実態に即応した税財政制度の確立を推し進めていただくことを要望します。指定都市は、圏域の中核都市として、国や他の地方自治体と連携・協力し、日本経済の持続的な成長や地方創生の一層の推進、SDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たしてまいります。

令和6年12月20日
指定都市市長会会長

久元 喜造